

諮問番号：諮問第 144 号

答申番号：答申第 144 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

北九州市小倉北福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った転居費用の支給却下決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

審査請求人は、小倉北区の民間アパートで一人暮らしをしてきたが、上下肢の一部変形などのため、買い物、調理、清掃などを自分で行うことがうまくできず、コンビニの弁当や惣菜購入などで凌いできた。そのため、健康管理が悪く、平成 30 年の猛暑の中で熱中症となり、栄養失調、歩行困難などを引き起こして、小倉北区の病院に救急搬送され入院となった。その後、リハビリテーションの病院に転院となったが、同年 10 月 30 日に北九州市小倉北福祉事務所の職員が訪れ、審査請求人が居宅生活を続けることは適切ではないため、田川郡の特別養護老人ホームに入所するよう厳しく言い渡された。

その場では、もうどうにもならないと思い、承諾の返事をしたが、その後知人から「入所するかどうかはあくまで自分の意思で決めることだから、一旦承諾していても、嫌なら嫌と言って拒否することが出来る」と教えてもらい、入所したくないこと、居宅生活を希望すること、そのために転居を希望する旨を記した「申請書」を提出した。

その結果、特別養護老人ホームへの入所を強要されることはなくなったが、居宅生活は「適当でない」との理由で、転居費用は出せないとする通知があった。

平成 27 年に北九州市の住宅扶助基準が、単身者で月額 31,500 円から 29,000 円に変更されたときは、審査請求人は転居せよとは全く言われていない。その後、審査請求人の近隣者との金銭等のトラブルが発生したときに、担当者から転居を勧められ、転居先を探したが、ここなら安心して住み続けられると思える物件を見つけることが

できずに、転居できないままになっていた。

以前から、転居を指導すべき事情（基準額を超える家賃）は変化していないのに、以前は該当していた今はそれに当たらない、というのは納得できない。

審査請求人は平成 30 年の夏に、自宅で暑さと食事・服薬等が不適切であったために、動けない状態となって救急搬送され、入院・治療を受けることとなった。しかし、入院中の治療と、病院のみなさんからの指導を通して、生活習慣を改善する必要があることを学んだ。審査請求人は手や足に障害があるために、自分だけで食事を適切に準備することが困難であるが、ヘルパーやデイサービス等の援助を受ければ、そのような条件をクリアすることはできると思うし、審査請求人は、そのような形で居宅での生活を継続することを望んでいる。

処分庁は、「要介護度と利用可能サービスとの兼ね合いで困難」だと言うが、介護サービスや福祉の諸制度は、利用者の居宅生活を支えるためのものだと思う。審査請求人も自ら努力するつもりだが、介護サービスを利用してもなお居宅生活ができないとすれば、介護度の認定か、またはケアプラン等の方に問題があるのではないか。

審査請求人は現在、市民権利擁護センターの世話を受け、家賃・光熱費・介護サービス利用に伴う費用などは、保護費の中から優先的に直接支払ってもらっている。また、審査請求人は、入院前もヘルパーの援助を受けていた。買い物・調理等をヘルパーに援助してもらい、代金等はセンターから直接支払うことにすれば、お酒を買って食事をきちんととれなくなるということは回避できる。

以上のとおり、処分庁の転居費用支給却下決定は適切でなく、取り消されるべきである。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分時においては、具体的な転居の予定はなかったと認めるのが相当であり、転居の具体的な需要は認められないため、本件処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

審査請求人は、平成 30 年 11 月 12 日付け「転居及び転居費用に関する申請書」（以下「本件申請書」という。）により転居費用の支給申請（以下「本件申請」という。）を行っている。

本件申請書を見ると、「転居先については、許可があれば、すぐに、小倉北区内でさが

したいと思います。」とあり、具体的な転居先等は記載されていない。そして、本件申請時から本件処分時までの間に審査請求人が処分庁に対し、別途、具体的な転居先等を示したことを認めるに足りる事実も見当たらない。

以上のことから、本件処分時においては、いまだ具体的な転居の予定はなかったと認めるのが相当であり、そうであれば、審査請求人において、転居の具体的な需要は認められないのであるから、処分庁が本件処分により本件申請を却下したことは相当であり、これを違法又は不当ということはできない。

また、その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 4 年 2 月 2 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 4 年 3 月 10 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

「生活保護による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省発社第 246 号厚生局長通知）第 7 の 10（2）アによると、「実施機関は、（中略）当該被保護世帯について、必要不可欠な特別の需要があると認められる場合に限り、特別基準の設定による費用を認定できる」とされている。

本件申請書には、具体的な転居先等が記載されておらず、また、本件申請から本件処分までの間に、審査請求人が処分庁に対し、具体的な転居先等を示したことを認めるに足る事実は見当たらない。よって、本件処分時においては、いまだ具体的な転居の予定はなかったと認めるのが相当であり、そうであれば、審査請求人の転居費用について、これを必要不可欠とする特別な需要があると認めることはできないので、処分庁が本件処分により本件申請を却下したことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきである  
とした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 倉員 央幸